

佐野市建設工事成績評定要領

平成17年2月28日

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の設計金額が130万円を超える工事について行うものとする。ただし、随意契約により締結した工事、その他市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、佐野市建設工事検査要領第2条に定める検査職員及び次に掲げる者がこれに当たる。

- (1) 総括監督員 工事担当課長(課に相当する長を含む。)
- (2) 主任監督員 工事担当係長

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる検査職員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

(評定書)

第5条 評定は、工事成績評定書(別記様式第1号。以下「評定書」という。)によって行うものとする。

- 2 評定は、別添の工事成績採点表及び細目別評定点採点表並びに工事成績採点の考查項目別運用表によって行い、施工プロセスのチェックリストを考慮するものとする。

(評定書の提出等)

第6条 検査職員である評定者は検査実施のとき、総括監督員及び主任監督員である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定書を市長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 市長は、評定者から評定書の提出があったときは、別に定める佐野市建設工事成績評定点通知公表実施要領（以下「公表実施要領」という。）に基づき、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を通知するものとする。

（評定結果の修正）

第8条 市長は、前条により通知をした後、工事事故等による処分が確定するなど、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正するものとする。

2 市長は、前項の規定により修正したときは、公表実施要領に基づき、遅滞なく、当該工事の請負者に通知するものとする。

（評定結果の公表）

第9条 市長は、評定の結果が確定したときは、公表実施要領により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 4年4月1日から実施する。

別記様式第1号(第5条関係)

工 事 成 績 評 定 書

年 月 日作成

課・事務所名

工 事 名		契 約 番 号	
工 事 箇 所			
契 約 金 額	当初 円 最終		
工 期	当初 年 月 日～ 年 月 日 最終 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
出来形部分 検 査 年 月 日	第1回 年 月 日 第3回 年 月 日	第2回 年 月 日	
中 間 検 査 年 月 日	第1回 年 月 日 第3回 年 月 日	第2回 年 月 日	
請 負 者			
現 場 代 理 人			
主 任 技 術 者			
監 理 技 術 者			
総 括 監 督 員			
主 任 監 督 員			
完 成 検 査 員			
評 定 点	①主任 監 督 員	点	
	②総 括 監 督 員	点	
	③完 成 検 査 員	点	
	④合 計	点	

注1) 一部完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び完成検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

2) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。